

議 案 第 2 号

富士見市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について
富士見市防災会議条例（昭和39年条例第17号）の一部を改正する条例を別紙の
とおり制定する。

平成30年2月20日提出

富士見市長 星 野 光 弘

提 案 理 由

入間東部地区消防組合の名称変更等に伴い、富士見市防災会議条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

富士見市防災会議条例の一部を改正する条例

富士見市防災会議条例（昭和39年条例第17号）の一部を次のように改正する。
第3条第5項第5号から第7号までを次のように改める。

- (5) 市の教育委員会の教育長
- (6) 入間東部地区事務組合の消防長
- (7) 市の消防団長

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。